

緊急事態宣言の全国への拡大を受けて（会長声明）

日本弁理士会会長

清水 善廣

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、政府は「緊急事態宣言」の対象地域を4月16日に全国に拡大しました。新型コロナウイルス対策は、予断を許さない状況となっており、日本弁理士会としても、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するという責任を果たすと共に、会員及び事務局職員の安全のために最大限の努力をしております。

まず、当会では、事務局の機能不全という最悪の事態を回避するために、不要不急の会務活動を自粛すると共に、事務局の活動を必要最小限に制限しております。

また、会員が事務所・自宅から会務活動を行うためのWeb会議システム環境を整備し、本年度から本格運用を始めております。併せて、事務局職員のテレワーク環境の整備も進めているところであり、この機会に会務活動におけるデジタルトランスフォーメーションを実現したいと思っております。

新型コロナウイルスの感染拡大による企業活動への影響は甚大であり、一刻も早い日本経済の円滑な復興が必要となります。我々弁理士も、弁理士法第1条の使命に則って、経済及び産業の発展に資するための活動を全力で行っていく覚悟です。

もとより、日本経済を支える知財システムが機能不全に陥らないようにするためには、弁理士のみでなくユーザーである企業・アカデミアの皆様、ユーザーをサポートする他士業・金融機関の皆様と連携して活動することが重要です。当会としては、昨年度から進めています外部との連携強化を図る弁理士絆プロジェクトを本年度も継続し、その活動を強化・発展させることで、健全な知財システムの維持に貢献してまいります。

日本弁理士会は総力を結集し、広く知財を活用して日本経済の復興を目指し活動していく所存です。多くの皆様のご支援、ご協力を宜しくお願いいたします。